

## 精神文化の保全対策に係る検討（案）

～ 第３回検討会 精神文化保全対策の考え方（基本方針）より抜粋・加筆 ～

### ● 精神文化のとらえ方

アイヌ文化に係る精神文化において、カムイノミ（神への祈り）の対象となる神々は、山・崖・川や湧き水、動物や植物、生活用具など幅広く、また狩猟や漁の前後の安全祈願や病気の際のまじない、あるいは村の安全祈願などの生活上“なんらかの形で恩恵を受けているものに対し、お礼の意味で神として祭って”いたとされている（アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書）ことから、精神文化の保全対象は、それら全般を指すこととする。

### ● 基本理念

1. アイヌの人々の文化享有権を尊重することをふまえて、文化的伝統と慣習をもとにした精神文化について、アイヌの人々の想いを大切にし、次世代への継承に努める。
2. アイヌの文化・環境・社会的な背景を考慮し、アイヌの人々の参加を含め、保全対策のプロセスを重視する。
3. 儀礼行為に関し、文化的プライバシーを尊重する。
4. アイヌ以外の人々の理解を深めることにも留意する。

### ● 基本方針

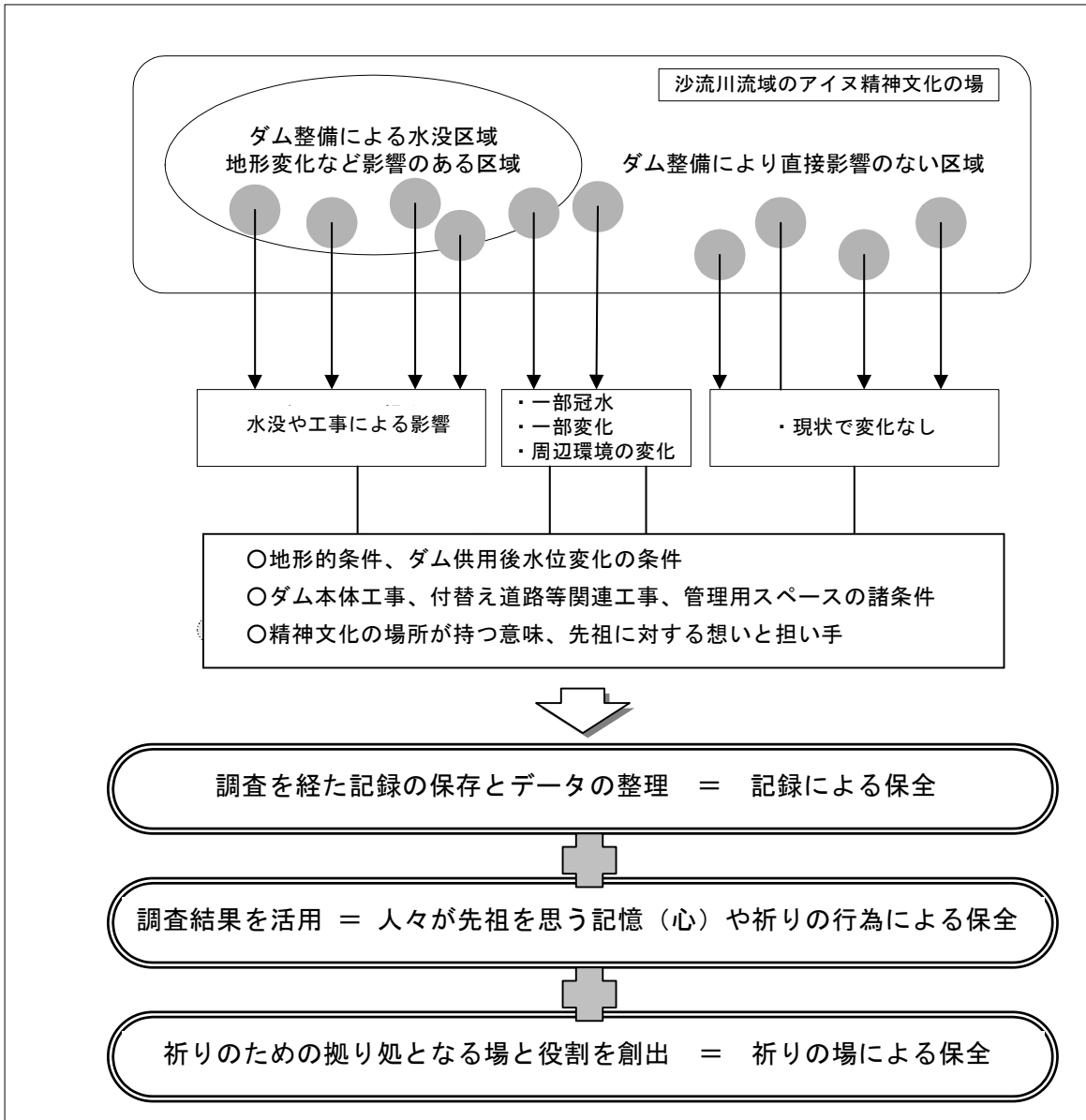
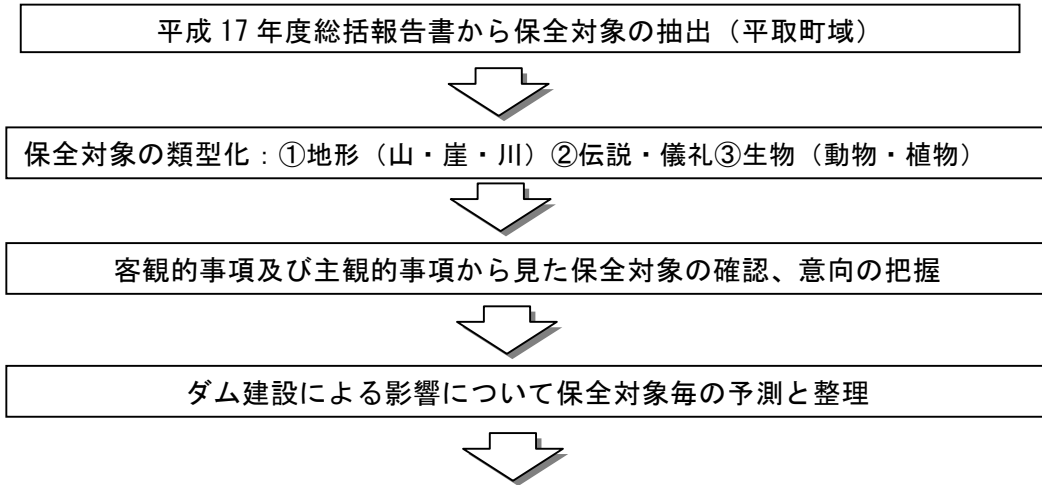
1. 精神文化に係る保全対象については、総括報告書による。
2. 保全対象について、文化的価値等の考慮すべき事項を検討する。
3. 保全対象について、ダム事業の影響を把握する。
4. ダム事業の影響と文化的価値等をふまえ、保全対策を総合的に検討する。
5. 有形・無形にかかわらず、多様な保全対策の手法を考える。

### ● 保全対策検討の手法

1. 総括報告書をもとに、精神文化に係る保全対象を抽出し、類型化する。  
①地形（山・崖・川） ②伝説・儀礼 ③生物（動物・植物）
2. 保全対象について、客観的価値（希少性、行きやすさ、現在の利用等）や主観的価値（思い入れ、活用意向等）等の考慮すべき事項について個別に検討を行う。
3. 流域図に精神文化に係る対象地を図示し、影響区分を整理する。  
① 直接的にも間接的にも大きく変化のない対象地  
② 水没や地形変化など損失が予想される対象地
4. 上記２．３．をふまえ、それぞれの保全対象について保全対策の総合的な検討を行う。
5. 多様な保全対策の中から、具体的な方策について絞り込みを行う。

（例）現状での保全、記録による保全、場所性を重視した保全、代替による保全 等

<精神文化保全対象に関する保全対策検討作業の流れ>



## 精神文化の保全対策に係る検討（案）

「精神文化の対象」と「保全対象の場所」に対応する「保全の手法」について

<精神文化の対象>

精神文化とは、有形のものばかりでなく、日常生活における無形のものも含めてとらえている



- 伝説・儀礼・所作
- 生物（動物・植物）
- 地形（山・崖・川）

<保全対象の場所>

保全対象は、基本的に平取ダム事業用地内ばかりでなく、沙流川流域全体をとらえている



- 沙流川流域
- 額平川流域
- 平取ダム事業用地



調査の実施

=

記録による保全

<例>

- ・ 報告書への掲載
- ・ データベースの作成
- ・ 展示による紹介など



当事者による継承  
調査結果の活用により  
精神文化の啓発を促進

=

人々が先祖を思う記憶（心）  
や祈りの行為による  
保全

<例>

- ・ 親族の継承
- ・ 伝承者の育成
- ・ 学習機会の創出
- ・ 現地での紹介
- ・ 啓発資料の作成
- ・ 儀礼行事の実施など



祈りのための拠り所となる  
場とその適切な役割を創出

=

祈りの場による保全

<例>

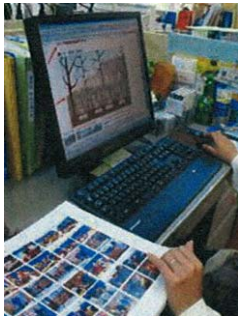
- ・ 祈りの広場
- ・ 祈りの道
- ・ 記憶を伝える印
- ・ 記憶を知らせる解説
- ・ 儀礼のための場など

「保全の手法」に応じた具体的な実施イメージについて

記録による保全



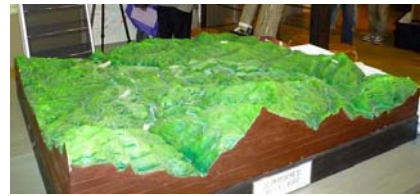
報告書への掲載



パソコンを使ったデータベースの作成\*



保全対象に関する記録の写真や模型を使った展示による紹介



人々が先祖を思う記憶(心)  
や祈りの行為による  
保全



カムイノミに関する学習機会の創出\*



現場でのカムイノミの作法の紹介\*



【萱野茂 2007年『萱野茂のアイヌ語辞典 増補版』三省堂P143、P187】より

日常的な所作に関する調査結果の活用\*



儀礼行事の実施

(出典：上記\*印の写真は、第7回検討会資料-3①より引用)

## 祈りの場による保全

### <実施イメージ案>

#### 「眺望・祈りの場－１のイ」

- ・チノミシリー１を遠くで眺望。誰もが利用。立ち寄り用の駐車帯を想定

#### 「眺望・祈りの場－１のロ」

- ・チノミシリー１を近くで眺望。フットパスを利用。儀礼時は立入制限を想定

#### 「眺望・祈りの場－２」

- ・チノミシリー２を近くで眺望。フットパスを利用。儀礼時は立入制限を想定

#### 「眺望・祈りの場－３」

- ・チノミシリー３を眺望。管理所駐車場を利用して大人数の見学への対応も想定

#### 「眺望・祈りの場－４」

- ・番兵小屋や仮小屋があったことを伝え、先祖を偲ぶ場所としての役割を想定
- ・フットパスの中間的休憩地点。立ち寄り用の駐車帯を想定
- ・チノミシリー２の眺望も想定（付替道路工事の盛土で原状より高い位置）

#### 「記憶の場」

- ・例えば、宿主別橋たもとの番兵小屋があった方向を眺望できる場所

#### 「記憶の印」

- ・例えば、カムイワッカの場所をわかりやすく伝える目印
- ・番兵小屋のことを後世に伝える解説板 など

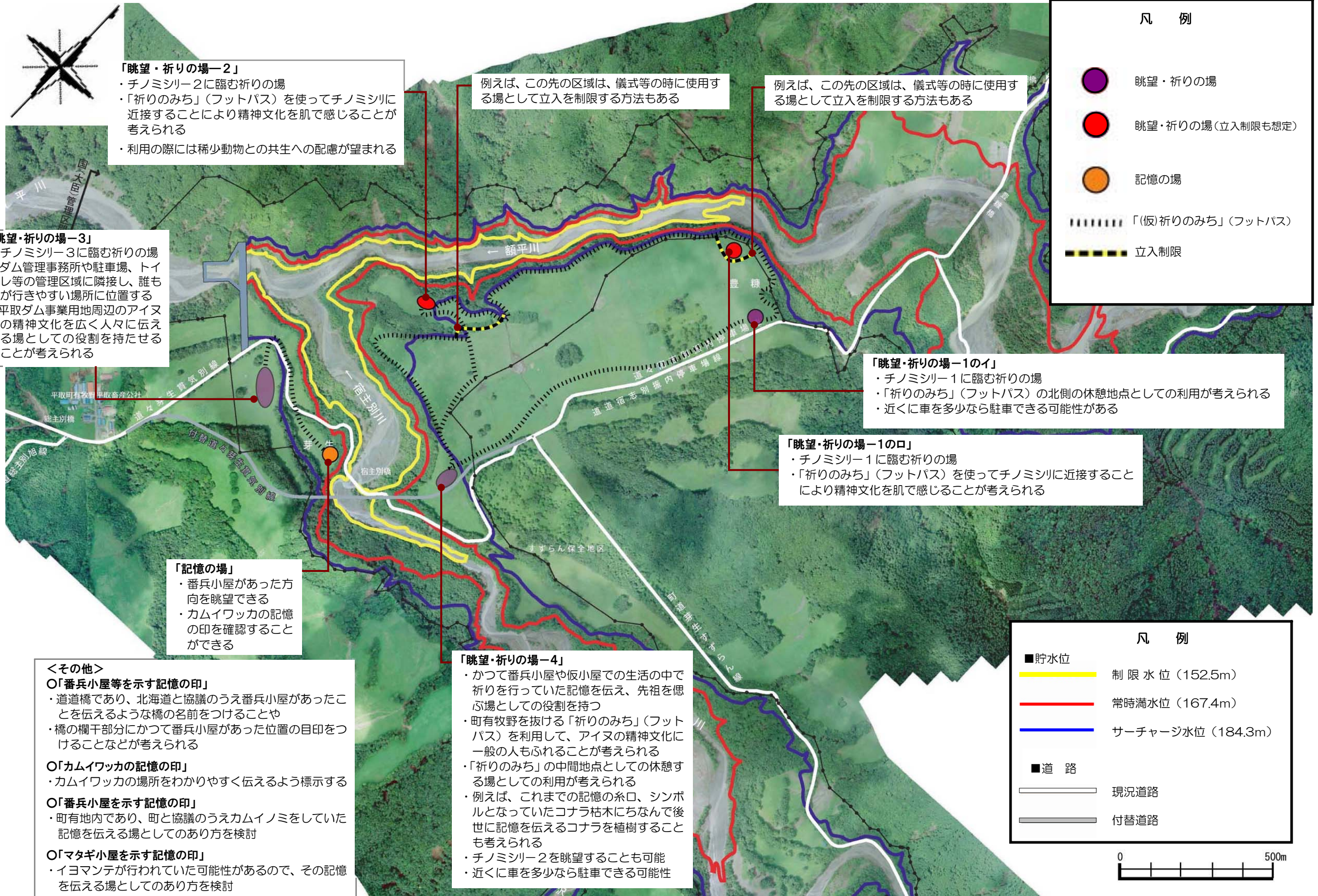
#### 「番兵小屋等を示す記憶の印」

- ・宿主別橋たもとの番兵小屋があったことを伝える目印を橋に付けることを想定
- ・橋の名前をつけることを想定

#### 「(仮) 祈りのみち」

- ・眺望・祈りの場や記憶の場の間を、人が歩くことでつなぐ小径（フットパス）を歩くうちに周囲の自然環境やアイヌの精神文化にふれることを想定

「祈りの場による保全」の保全対策イメージ（案）



**「眺望・祈りの場-2」**

- ・チノミシリー-2に臨む祈りの場
- ・「祈りのみち」(フットパス)を使ってチノミシリーに近接することにより精神文化を肌で感じることが考えられる
- ・利用の際には稀少動物との共生への配慮が望まれる

例えば、この先の区域は、儀式等の時に使用する場として立入を制限する方法もある

例えば、この先の区域は、儀式等の時に使用する場として立入を制限する方法もある

凡 例

- 眺望・祈りの場
- 眺望・祈りの場(立入制限も想定)
- 記憶の場
- ⋯⋯ 「(仮)祈りのみち」(フットパス)
- 立入制限

**「眺望・祈りの場-3」**

- ・チノミシリー-3に臨む祈りの場
- ・ダム管理事務所や駐車場、トイレ等の管理区域に隣接し、誰もが行きやすい場所に位置する
- ・平取ダム事業用地周辺のアイヌの精神文化を広く人々に伝える場としての役割を持たせることが考えられる

**「眺望・祈りの場-1のイ」**

- ・チノミシリー-1に臨む祈りの場
- ・「祈りのみち」(フットパス)の北側の休憩地点としての利用が考えられる
- ・近くに車を多少なら駐車できる可能性がある

**「眺望・祈りの場-1のロ」**

- ・チノミシリー-1に臨む祈りの場
- ・「祈りのみち」(フットパス)を使ってチノミシリーに近接することにより精神文化を肌で感じることが考えられる

**「記憶の場」**

- ・番兵小屋があった方向を眺望できる
- ・カムイワッカの記憶の印を確認することができる

**「眺望・祈りの場-4」**

- ・かつて番兵小屋や仮小屋での生活の中で祈りを行っていた記憶を伝え、先祖を偲ぶ場としての役割を持つ
- ・町有牧野を抜ける「祈りのみち」(フットパス)を利用して、アイヌの精神文化に一般の人にもふれることが考えられる
- ・「祈りのみち」の中間地点としての休憩する場としての利用が考えられる
- ・例えば、これまでの記憶の糸口、シンボルとなっていたコナラ枯木にちなんで後世に記憶を伝えるコナラを植樹することも考えられる
- ・チノミシリー-2を眺望することも可能
- ・近くに車を多少なら駐車できる可能性

凡 例

- 貯水位
- 制限水位 (152.5m)
- 常時満水位 (167.4m)
- サーチャージ水位 (184.3m)
- 道 路
- 現況道路
- 付替道路



**<その他>**

**○「番兵小屋等を示す記憶の印」**

- ・道道橋であり、北海道と協議のうえ番兵小屋があったことを伝えるような橋の名前をつけることや
- ・橋の欄干部分にかつて番兵小屋があった位置の目印をつけることなどが考えられる

**○「カムイワッカの記憶の印」**

- ・カムイワッカの場所をわかりやすく伝えるよう標示する

**○「番兵小屋を示す記憶の印」**

- ・町有地内であり、町と協議のうえカムイノミをしていた記憶を伝える場としてのあり方を検討

**○「マタギ小屋を示す記憶の印」**

- ・イヨマンテが行われていた可能性があるため、その記憶を伝える場としてのあり方を検討